

シンポジウムの趣旨『共生の法律学』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2018-02-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池田, 眞朗 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/704

シンポジウムの趣旨『共生の法律学』

池 田 眞 朗

一 本シンポジウムの位置づけ

法学部長の池田でございます。本日は、多数の皆様にご出席いただき、有難く御礼を申し上げます。また、本国際シンポジウムを企画しました責任者として、本日これから登壇いただく、ブラジルサンパウロ大学の二宮正人先生、中国北京大学の朱大明先生のお二人の招待講演者をはじめ、基調講演者の慶應義塾大学の松尾弘先生、パネルディスカッションご登壇者の、名古屋大学のコン・テイリ先生、日本・カンボジア法律家の会の桜木和代先生、成蹊大学の塩澤一洋先生に、厚く御礼を申し上げます。

武蔵野大学法学部は、二〇一四年四月に開設されましたが、私共は、その開設を記念し、また今後の本法学部の研究教育の方向性を広く世間に示す機会として、開設記念の連続行事を企画いたしました。今回はその第四回で最終回であります。うち二回は政治学科の主幹でありましたので、法律学科主幹のシンポジウムとしては、二〇一四年四月に開催いたしました、第一回の「二一世紀の資金調達と民事法の役割——中小企業の発

展と市民の幸福のために——」(二〇一四年四月一九日開催)に続くものとなります。

二「グローバル化と法律学」について——Sustainabilityの観点から

以下私からは、最初に本シンポジウムの趣旨についてお話しさせていただきます。テーマは「グローバル化と法律学」ということですが、実は本来法律学は、一般的にいわれるグローバル化に向いている学問ではありません。世界の各国がそれぞれに制定法を持ち、あるいは判例法の蓄積を持っており、それらの内容は、各国ごとに、似てはいても千差万別なのです。したがって、学問内容それ自体についていえば、本来ドメスティックな性格を持つ部分もかなりあり、世界各国の人々が、共通の前提で議論をしにくい学問であるということになります。そこで、法律学者の企画する国際シンポジウムは、各国の法制度を比較して優劣を論じたり、自国の法律の解釈の参考にしたりするという内容になりがちです。けれども、法律や制度の国際比較をするということでは終わってしまえば、それは往々にして学者の自己満足に過ぎないことになると思われます。

それに、そもそもグローバル化とは何でしょうか。国境という垣根が低くなって、人やモノの国際的な交流、流通が盛んになる、というような理解では、あまりにも表面的に過ぎると思います。

近年、サステイナビリティSustainabilityという言葉がだんだんに使われるようになってきました。日本語では、持続可能性と訳されます。日本のマスコミでは、まだ地球環境などのニュースで使われる程度かもしれませんが、私が以前会員として法学委員長をしていた日本学術会議では、これがいわば最重要のキーワードとして頻繁に使われています。

私は、今日のグローバル化の本質は、経済とか政治とか法律とか、あるいは文化とかの人の営みのあらゆる側面において、人々が、地球規模での持続可能性、もつとわかりやすい言葉で言えば「生き残り」を考え、協力していかなければいけない、というところにあると考えています。グローバル化をそう捉えたと、法律学は、学者的に各国の法制度を比較して優劣を論じるなどということをしていない場合ではなく、そういう、地球規模での生き残りを考えるべき時代に、法律学は何ができるか、という発想で英知を集結しなければならぬということになるはずです。本日の国際シンポジウムのメインテーマである「グローバル化と法律学」は、まさにそのような意味でご理解をいただきたいと思います。

三 「支援と共生」について——win-winの関係とは

つぎに、副題とした「支援と共生」についてです。これまた、そういう厳しい時代だから助け合って仲良くやっていこうという程度のことであれば、世界から一流の登壇者を集めて講演や議論をしていただくまでの必要はありません。

まず、「共生」という言葉は、実社会においても、また様々な学問世界でも用いられています。そもそもが仏教での重要な概念でもあります。今日はこの「共生」という言葉を皆さんとともに考えてみたいと思います。

法哲学者である東京大学の井上達夫教授は（この方は私が日本学術会議の法学委員会でご一緒していた方です）「共に生きること——この一見単純な言葉は、無限に豊かな解釈に開かれている。そして、その解釈に社会科学と社会哲学の総体が関与し、依存していると言っても過言ではない」と書いておられます。¹⁾私はこの

文章は非常に重要であると思っています。「共生」という言葉の「その解釈に社会科学と社会哲学の総体が関与し、依存している」という井上先生の評価は、まさに過言ではないと思っていまするわけです。

わかりやすいところから入りましょう。よくマスコミでも「異文化共生社会」などという表現が使われます。けれども、それは、例えば一つの地域に国籍の異なる多様な人が暮らしている、という程度の意味で使っているなら、それは「共生」という言葉の非常に浅い使い方であると私は考えます。

つまり、「共生」と「共存」は違うのです。いろいろな国の人が一緒に暮らしているというだけでは、「共存」にはなっているかもしれませんが、「共生」になっているかどうかはわからない。何が言いたいかといえば、共存はしていても、一部のみにだけ利益があり幸福がある、という状態では、決して「共生」の状態とは呼べないと私は考えているわけです。

私の専門は民法と金融法ですが、最近の金融法では、ひと昔前と違って、*Welfare* の関係、ということをよく言うようになりました。金融法というのは、そういう名前の法律があるわけではありません。金融に関する法、ということですが、金融というものは取引社会の血液であるといわれるように、ほとんどの民事や商事の取引に金融が関係します。したがって、実際には金融法というものは、民法の財産法や会社法、金融商品取引法などから始まって、倒産法や執行・保全法、税法等にまで広がる、多数の法律にいわば横串を刺して研究する一大ワールドなのですが、この分野での研究の基本スタンスが変わってきたのです。

かつては、オカミが上からお金を流すところから研究が始まり、融資をする側の銀行という存在はかなり守られていて、勝手なことをして金儲けしようとする者には国のほうからいろいろと規制の法律が作られる、というのが基本的なイメージという時代でした。それが、二一世紀の金融法では、いわば下からの、つまり資

金の調達をする側からの研究が盛んになり、お金を流す側の国や銀行にも一定のリスク負担の発想が求められるようになってきたわけです。私はこの流れを、融資法から資金調達法へ、と呼んでいます。そうして、金融取引にかかわるプレーヤー、これは貸し手、借り手、投資者等、当該取引にかかわるすべての当事者をプレーヤーと呼ぶことがあるわけですが、そのプレーヤーのうち、誰か一人は絶対に損をしない、などというスキームは必ずどこかで糾弾されるようになってきたのです。つまり、二一世紀の金融では、皆がリスクを分け合っている、すべてのプレーヤーにそれなりの利益がもたらされる関係、これがwin-winの関係ということなのですが、そういう取引を目指さなければならぬ、ということが意識されるようになってきたのです。

このように、金融法の世界では、このwin-winの関係ができることが「共生」の段階であると私は考えています。ですから、法学の他の分野においても、観念すべき「共生」の具体的内容が想定されると思います。さらに、法学以外のさまざまな学問分野においても、それぞれに共生の概念が考えられるはずなのです。例えば、都市社会学でいえば、一つの都市に暮らす国籍、性別、年代の異なる様々な市民層が、単に共に暮らすというだけでなく、お互いにこのwin-winの関係ができ、すべての構成員が幸福を享受できる、という状態が目指されることになるのではないかと思います。⁽²⁾

つまり、共生の概念というwin-winの関係とは、決して経済的な利益だけを物差しとするものではありません。精神的なものも含めての幸福の概念につながるものでなければならぬのです。

もう一つ、本日のシンポジウムのサブタイトルで「支援と共生」とうたったその「支援」も、決していわゆるチャリティとか施しではありません。今申し上げた「共生」の状態を実現するための「支援」なのです。ですから支援の結果は、徐々にwin-winの関係になっていくべきということなのです。ある時期には支援され

ていた側から今度は支援した側にも逆に利益がもたらされるという結果になっていくのが理想であり、その結果、最初に申し上げたサステイナビリティが維持され強化されていくことになる。したがって、支援というのは、する側とされる側の関係は決して一方通行ではない。一定の時間の経過の中でみていくと、そこには相互性が見出されるものであるべきなのです。私が本シンポジウムの副題である「支援と共生」に込めた理想は、その二つが「支援から共生へ」と進化していくことにあるというわけです。

具体的に日本という国を考えた場合には、支援の形には、受け入れる支援と、出ていく支援があるということになります。また、する立場の支援と、される立場の支援があつて、日本という国を考えただけでも歴史的に見るとその立場には相互性があることが容易にわかるはずです。

四 本シンポジウムの狙い

そういう問題意識の中で、法学は何ができるか、を考えようというのが本日の国際シンポジウムの主題なのです。各国の法律のどこがどう違うかなどという議論ではなく、法学の力で、支援と共生をどう実現していくのか、そして地球規模のサステイナビリティをどう維持強化していくのか、ひいては、世界中の人々をどう幸福に導いていくのかを考えたい、というわけです。

もちろん、そのテーマへのアプローチの方法は多様であるはずですが、今日ご登壇いただく先生方の講演や討論は、それぞれがたいまお話しした本シンポジウムの趣旨にどうかかわり、どういう側面に光を当てるものなのかを、ご参加の皆様方お一人お一人がそれぞれに考え、感じ取っていただければ、本シ

ンポジウムは必ずや実りの多いものとなるであろうと確信しております。

五「共生の法律学」と「共生」研究の意義——法律学における「幸せ」の追究

というわけで、私自身が副題として掲げました「共生の法律学」の研究というのは、法律学がこれまで陥りがちであった、判例学説の分析や細かい解釈学の議論に終始するような態度を捨て、法律学が、様々な集団の人々をどれだけ *well-being* の関係に立てるようにし、どれだけ世界の人々を幸福にできるものなのかを追究していく営みにほかなりません。

それゆえ、そもそも「共生」の研究は、「幸せ」の研究でもあるわけです。最初にちょっと申し上げた、仏教用語としての「共生」の観念は、この世の中に生きとし生けるすべての者の幸せを願う考え方ですが、現代の地球社会のサステイナビリティの議論は、この仏教用語に新たな意義づけを与えるものということも出来ようかと思っています。

このような次第で、本日の法学部開設記念の国際シンポジウムは、武蔵野大学が本年4月に新しく発表したブランドステートメントである「世界の幸せをカタチにする」ということにもしっかりとつながるものとなるはずである、ということを経最後に付け加えて、私の趣旨説明を終えたいと思います。ご清聴ありがとうございます。

注

(1) 井上達夫「共生の作法を求めて——なぜ共生を語るのか」『週刊読書人』一九八五号八頁（一九九三年）。なお、この井上教授の文章は、三浦倫平『「共生」の都市社会学——下北沢再開発問題の中で考える』（新曜社、二〇一六年）九頁で引用されている。

(2) 前掲注（1）で三浦氏は、「近年の都市紛争を共同性の危機として社会学的に捉えていくために」として「共生」をとらえる視点を列挙しているが（同書一七頁以下）、ここでは「共存」の次元からさらに先に進み、まさに「共に生きていくための社会形成」という社会創発的な意味がそこには埋め込まれている」と記述しているものの（同書17頁）、必ずしも私見が金融法的に提示する *win-win* の関係のような視点に至っているわけではない。しかし同書末尾の、「共生」とは常に理想的な状態に向けて動く、終わりのない規範的な構想であり、実践である」という一文（同書三七四頁）には、私は強く共感するところである。